福岡県社会福祉協議会　広報誌

ふくおかのふくし

145号
May.2014

Welfare of Fukuoka

篠原の里 ホームレス支援のための炊き出し
（特集 2頁掲載）

今 号 の 内 容

○ 特集　平成27年度から生活困窮者対策が本格化
○ 平成26年度 福岡県社協 事業計画
○ 赤い羽根共同募金「県内50番目の寄付つき商品が誕生」
○ 災害時に頼れる社協相互ネットワーク
○ 本会研修のご案内
○ ふくふくニュース

じぶんの町を良くするしくみ
赤い羽根共同募金
この広報誌は、一部共同募金の配分金を受けて発行しています。

本年度から従来の本誌 PDF データと併せて、テキストデータをホームページからダウンロードいただけます。

特集

平成27年度から 生活困窮者対策が本格化

～社会福祉法人が取り組む生活困窮者支援～

平成27年4月から 生活困窮者支援自立支援法が施行

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、人々の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

厚生労働省の調査では、平成26年1月に、全国の生活保護受給者数が過去最多の216万7，927人（うち本県13万2，670人）、生活保護受給世帯数も過去最多の159万9，186世帯（うち本県9万5，093人）に達する等、昨今では生活困窮者の増加が伝えられています。（※本県分は、2政令市、1中核市含む）

このような中、政府の社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」で生活困窮者が抱える様々な課題や対策に具体的な制度設計について議論が重ねられ、報告書として取りまとめられました。

この報告を踏まえて、生活保護に至る前の段階の人を支援する「生活困窮者自立支援法」が平成25年12月に成立し、平成27年4月に施行されます。

【主な内容】

新制度において、福祉事務所設置自治体が実施主体となって、次のような支援事業が行われます。

①自立相談支援事業（※）

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。

生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。

また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

②住居確保給付金の支給（※）

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」を有期で支給します。

③就労準備支援事業

生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援を行います。

④一時生活支援事業

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を行います。

⑤家計相談支援事業

生活困窮者の家計の再建に向けた相談、家計管理指導等を行うほか、法テラス等との連携、必要に応じて貸付のあっせん等を行います。

⑥学習支援事業

生活困窮家庭の養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止に向けた取り組み等を行います。

前記のうち①と②は必ず実施される必須事業（※）で、それ以外は地域の実情に応じた任意事業となります。

なお、事業は、社会福祉法人や特定非営利活動法人等にも委託が可能となっています。

これらの事業を進めるために、**全国各地で生活困窮者自立支援モデル事業が行われています。**

福岡県では、平成25年12月から糟屋郡で取り組みが始まっています。

また、都道府県が認定する就業訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は、雇用による就業を継続して行うことが難しい人に対して、本人が可能な形で働ける場を提供しながら自立を助ける取り組みとして期待されるところです。

いずれの事業も対象となるのは、生活困窮者で、生活保護に至る可能性のある者で自立が見込まれる者となっています。

潜在化する多様な生活困窮者

生活に困窮している人は多様化しています。

既存の制度や機関が〝生活困窮者〟にアプローチすることは一筋縄ではいきません。

これまで公的な支援で支えてきた対象者だけではなく、若年未就業者や長期失業者といった経済的に困窮する人、地域社会との関わりが希薄になっている人、さらに疾病、家庭問題、あるいは犯罪等複雑な課題を抱える人など、公的な支援の目が届きにくい困窮者の増加が問題となっています。

これらの潜在的な困窮者の中には、地域の中に各種の支援機関、制度、サービスがあることを知らない人や、相談できる窓口に行くことができない人、自身でSOSを発信することができず悩みを抱える人々が多く、ますます潜在化していくこととなります。

各地で生活困窮者支援の取り組みが進む中、本県内の社会福祉法人でも民間の立場で生活困窮者への支援を手探りで行っているところがあります。

慈愛会・篠原の里の取り組み

社会福祉法人慈愛会（法人本部：大刀洗町）が糸島市で運営している養護老人ホーム「篠原の里」では、平成24年2月から毎月1回、福岡市の博多駅前の公園でホームレスの炊き出し支援を行っています。

発案者である篠原の里の田中 英樹施設長は、支援開始当時のことを次のように話されました。

「福岡県地域生活定着支援センターの打診で矯正施設を退所する高齢者を篠原の里で受入れたことがきっかけでした。刑期を終え、出所したが行き場がない触法高齢者の負の連鎖を止めたいという想いでした。

この時受け入れた高齢者が、以前ホームレスをしていた人で、ある日、施設を抜け出し、職員総出で探すこととなりました。その時、路上生活を送っていた場所にいるのではないかと考え、施設から20km離れた博多駅近くの公園で聞込みを行うこととなりました。懸命の行動が功を奏し、発見につながりましたが、この際に協力いただいたのがホームレスの仕切り役の方でした。この縁がもとで、社会福祉に関わる者として、何か役立つことはないか考えた結果、炊き出しという活動に繋がりました。」

炊き出しの時間になると、周辺から続々と集まって来られます。

集まってくるのは、ホームレスとは限らず

1回の炊き出しに集まってくるのは、70名前後の博多駅周辺で暮らすホームレスのほか、生活に困窮している一部の生活保護受給者やネットカフェ難民と呼ばれる若者達の姿も見受けられます。（表：ホームレス数の推移参考）

炊き出しの内容は、温かい豚汁とペットボトルのお茶、それに冬場は使い捨てカイロを付け、毎回用意する120人分は20分程で配り終えてしまいます。公園内では火器が使えないので、施設であらかじめ調理したものを保温しておき、熱々の状態で配る工夫もしています。

ホームレス数の推移（全国・福岡県）　単位：人

	H22	H23	H24	H25	H26
全　国	13,124	10,890	9,576	8,265	7,508
福岡県	614	442	423	354	369

厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」（平成26年1月）結果より抜粋

広がる理解・支援の輪

活動を行う上で、様々な課題もありました。公園の使用許可・提供する食事の内容や衛生面等で他の支援団体からのアドバイスをいただいたり、行政当局にも何度も足を運び一つ一つ支援体制を固めてきました。

また、養護老人ホームは職員数が非常に少なく、限られた財源の中で、無理なく支援を継続するには、限界があります。職員の理解は勿論のこと、ここまで支援を続けてこられたのは、ホームの利用者が支援を行う側として調理を担当したり、配膳を担当するなど協力していただいていることが大きいです。

施設の利用者も支援者として参加する炊き出しの風景

必要な支援先につなぐことも

活動は、炊き出しだけではありません。公園の一角に生活困窮者向けの相談コーナーを設け、看護師によるバイタルチェックや健康相談等、栄養面以外での支援も行います。さらに、行政や社会福祉士会等の相談窓口の情報提供、他のホームレス支援団体との情報交換を行うなど、関係機関との連携にも力を入れています。

生活困窮者の支援は、積極的に動くことと寄り添うことが必要

田中施設長は、生活困窮者を支援するうえで大切なこととして、「待っていては向こうからは何もありません。地域に出て課題を見つけてくる必要があります。積極的に手を差し伸べ、寄り添う支援が必要です。高齢のホームレスだけでなく、触法者の社会復帰などで、養護老人ホームや救護施設のような社会福祉施設は、今受け皿としての機能、役割が期待されています。」と強調されます。

篠原の里の事例は、行き場のない生活困窮者に対して、社会福祉法人が福祉を取り巻く環境や動向を踏まえ、生活困窮者支援等の様々な制度外サービスにも積極的に取り組んでいる先行事例となっています。

健康相談では、健康管理ノートをひとりずつ用意しています。

平成26年度 福岡県社協 事業計画

Ⅰ 本年度の方針

家族間や住民同士の関係の希薄化等による社会的孤立や厳しい雇用経済情勢による失業、生活困窮等の社会問題が深刻化する中、地域における「つながり」、「絆」の大切さが見直され、その再構築に向けて、官民一体となった取り組みが求められている。

一方、国では、社会保障と税の一体改革をはじめ、社会福祉法人改革、地方分権改革、規制・制度改革など、社会・経済全般にわたる改革が着実に進められている。

これらを踏まえ、本会では、市区町村社会福祉協議会との連携を強化し、誰もが社会と関わりを持ちながら安心して暮らすことのできる元気な地域づくりを推進するなど、地域福祉活動の充実に努める。

また、各社会福祉施設種別協議会との連携のもと、社会福祉法人の経営のあり方等について検討するとともに、福祉・介護分野の慢性的な人材不足を解消し、福祉サービスの質を高めるために、福祉・介護分野への就業促進・人材定着並びに従事者の資質向上の取り組み強化に努める。

さらに、これまでの被災地支援活動の経験を活かし、日頃から市区町村社会福祉協議会や社会福祉施設等関係機関・団体と協働して地域の防災力の向上に努める。

本年度は、県委託事業の一部が廃止または企画提案公募に切り替わるなど、本会を取り巻く環境が厳しさを増している中、組織運営の合理化を進めながら、これまでの実績を踏まえ、県民福祉の向上のために先駆的な取り組みや事業の一層の充実に努める。

福祉の合同就職フェア（平成26年2月）の様子

Ⅱ 重点的に取り組む事項

1 共助社会を実現するための地域福祉の推進

（1）市区町村社会福祉協議会との連携・支援

昨年度、市町村社協委員会及び専門委員会で協議・策定した「県内市町村社会福祉協議会活動方針」の周知徹底と、市区町村社会福祉協議会の役職員を対象とした階層別研修会や共助社会づくりを目的としたモデル指定事業等を通して、役職員の資質向上と地域福祉活動の更なる充実強化に努める。

また、社会福祉法人新会計への移行をはじめ、適正な法人会計事務が行われるよう支援する。

（2）ボランティア活動の振興と福祉教育の推進

市区町村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体に対し、情報提供や活動支援を行い、ボランティア活動の振興を図る。

また、社会福祉協議会と学校、地域住民が協働した福祉教育を推進するとともに、昨年度から取り組んでいる福祉教育教材「ともに生きる」の作成を進める。

（3）地域における災害時の取り組みの強化

災害ボランティアセンター設置運営訓練モデル指定事業の成果等を通して、市区町村社会福祉協議会や関係機関・団体、地域住民が連携した災害時の要援護者支援、被災者支援の取り組みを強化する。

（4）元気な地域づくりの推進

各地域の特性を活かして取り組まれている住民主体の活動を一層推進し、人と人、人と地域のつながりや絆をさらに深め、地域住民や関係機関・団体の協働による誰もが安心して暮らせる元気な地域づくりを全県域に普及していく。

（5）民生委員児童委員活動の支援

県民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動推進の担い手としての民生委員児童委員の活動を支援する。

2 社会福祉法人・施設の支援に関する取り組み

（1）社会福祉法人・施設の経営支援

介護保険制度や障害者福祉、子ども・子育て支援、社会的養護の課題、生活困窮者対策、社会福祉法人の在り方、社会福祉法人新会計基準、防災対策など法人・施設の経営に関する情報収集・提供に努めるとともに時宜に適した研修会を実施し、各社会福祉施設を支援する。

3 生活福祉資金貸付制度の適正な運営

（1）資金貸付の適正化

貸付申請内容の調査を徹底し、厳しい雇用経済情勢に対応するため、セーフティネットとしての生活福祉資金貸付制度の適正な運営に努める。

（2）債権管理の強化

滞納世帯に対する督促、市区町村社会福祉協議会への呼び出しを行うとともに、長期滞納者には個別に自宅訪問等による償還指導を実施する。

さらに、悪質な滞納者に対しては法的手続（支払督促）を行い、債権管理を強化する。

（3）臨時特例つなぎ資金の迅速な貸付

住居喪失者に対し、各関係機関と連携しながら迅速な資金貸付を行う。

4　福祉・介護分野への就業促進とサービスの質の向上のための取り組み

（1）福祉・介護人材確保のための事業の充実

慢性的な人材不足の解消を目的に、ハローワークに出向き相談や説明会を行う福祉・介護人材マッチング支援事業や人材情報システムを活用した無料職業紹介事業、福祉の職場合同就職面談会等に積極的に取り組む。

また、福祉の資格取得を志す養成施設の学生に対する介護福祉士等修学資金貸付事業の広報・啓発に努める。

（2）社会福祉従事者に対する研修等の充実

福祉サービスの質の向上に資するため、県委託研修事業をはじめとする福祉従事者を対象とした各種人材養成研修の充実に努める。

また、社会福祉従事者のための福利厚生事業の推進・拡充に積極的に取り組む。

5　福祉サービス利用者の利益の保護に関する取り組み

（1）日常生活自立支援事業実施体制の見直し

判断能力が不十分な福祉サービス利用者の利益の保護を目的とする本事業実施体制の見直しを行い、より身近で円滑な事業の推進が図れるよう、説明会および研修会等の実施を通して、市町村社会福祉協議会に理解と協力を求める。

（2）福祉サービス苦情解決事業の充実

福祉サービスに関する苦情解決を図ることを目的として本会に設置されている運営適正化委員会の適正な運営に努める。

（3）福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービスの選択に有効な情報を利用者に提供するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことを目的とした本事業の推進に努める。

（4）地域密着型サービス外部評価事業の実施

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の外部評価実施機関として、事業者のサービスの質の向上を目的とする評価事業の円滑な実施に努める。

6　高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを進める事業の推進

（1）第14回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭の開催

これまでの成果を十分に踏まえ、市区町村、市区町村社会福祉協議会、老人クラブをはじめ、関係機関・団体と一層の協働を図り、福岡地域を主会場として開催する。

（2）第27回全国健康福祉祭とちぎ大会（ねんりんピック栃木２０１４）への選手派遣

「第27回全国健康福祉祭とちぎ大会（ねんりんピック栃木２０１４）」に多数の選手を派遣する。

還暦野球の様子

7　認知症についての正しい理解と見守りの推進

（1）認知症についての正しい理解と見守りの推進

急増する認知症について県民が正しく理解し、認知症の方々が地域の中で安心して暮らせるよう、「認知症について考えるつどい」を開催するとともに、認知症疑似体験や介護講座を通して、正しい介護方法や接し方・見守り方などの普及・啓発に取り組む。

さらに、地域で見守る「認知症サポーター」の拡充を図るため、認知症サポーター養成研修やその講師を養成する研修等を開催する。

介護講座の様子

8　広報活動の充実

（1）広報活動の充実

本会広報誌「ふくおかのふくし」については、社会問題・地域課題の多様化を踏まえ、単なる情報提供にとどまらない積極的な課題提起を含めた誌面づくりに努める。

また、地域福祉推進のための「社協通信」、子育て支援情報誌「ふくすく」、障害者福祉推進のための「障害者福祉情報」、本会ホームページ「ふくふくネット」の内容充実に努める。

平成25年度
共同募金の
使いみち

あなたの募金は、あなたの町の福祉活動に役立っています

平成25年度共同募金運動では、一般募金と歳末たすけあい募金を合わせ、7億6501万5154円の浄財をお寄せいただきました。

お寄せいただいた募金は、平成26年度に実施する様々な福祉活動に活用いたします。

福岡県を良くするために 7890万8千円

① 県全域を対象とした福祉施設・団体の活動の支援に ［663万8円］

② 児童養護施設の子どもたちの進学・就職の準備金などに（NHK歳末たすけあい募金配分） ［1252万8千円］

じぶんの町を良くするために 6億1368万4332円

各地域で必要とされている福祉活動費に活用します。

① 各市町村で実施されている高齢者の見守り訪問活動や子育てサロン活動など、地域の福祉活動に ［4億7279万5400円］

② 地域で活動している福祉施設・団体のために ［948万円］

③ ひとり暮らしの高齢者のための配食サービスや障害者共同作業所の支援などに ［3376万円］

④ 新年を迎える時期に、支援を必要とする人が安心して地域で暮らせるように（地域歳末たすけあい募金） ［9764万8932円］

保育園の遊具整備

公民館で実施する子育てサロン

民生委員児童委員の見守り訪問

共同募金運動推進のために

共同募金運動を推進するために必要な経費としてポスターやバッジ等の広報資材を作成します。

平成２５年度 募金実績

7億6501万5154円

平成２４年７月福岡県豪雨災害でのボランティア活動

災害時のボランティア活動を支援するために２２９５万４２４円

募金の３％を「災害等準備金」として積み立て、大規模災害時に被災地でのボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの活動費等に活用します。

［平成25年度の積立金　２２９５万４２４円］

県内で50番目の寄付つき商品が誕生！

久留米市では初「寄付つき自賠責保険」

平成24年度から本会で取り組み始めた「**寄付つき商品**」。ついに50番目の商品が誕生しました。

久留米市にある、フリーランスプランニング株式会社のご協力により、自賠責保険の契約1件ごとに、事務手数料の一部を共同募金会久留米市支会と久留米市社会福祉協議会にご寄付いただきます。

「**地域のために、自分たちでもできることを**」と社内で地域貢献活動を検討される中、久留米市社会福祉協議会に相談され、共同募金会が取り組む「寄付つき商品」の紹介を受けたことがきっかけで、今回の商品が生まれました。

寄付つき商品は、企業が自らの強みを活かしながら無理なく地域に貢献できる活動であるとともに、共同募金会にとっても、末長く共同募金運動を応援していただける絶好の取り組みであり、本会では、今後も積極的に推進していきます。

５月２日に開催した合同調印式の様子

（左から）

共同募金会久留米市支会　会　長　小林秀樹氏
ﾌﾘｰﾗﾝｽﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ株式会社　代表取締役　馬田博昭氏
久留米市社会福祉協議会　会　長　川地東洋男氏

寄付つき商品とは

企業が商品の売り上げの一部を共同募金会に寄付するもので、企業と共同募金会が協働で商品開発を行います。

※詳細は、福岡県共同募金会のホームページをご覧ください。

http://www.fsw.or.jp/kyobo/

自賠責保険（共済）とは

原動機付自転車（原付）を含むすべての自動車に加入が義務付けられているものです。

交通事故による被害者を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的としています。

【問い合わせ先】
福岡県共同募金会
TEL０９２－５８４－３３８８

災害時に頼れる社協相互ネットワーク

～災害ボランティアセンター設置・運営訓練モデル指定事業～

近年、全国で豪雨災害や竜巻などが多発しており、深刻な問題となっております。

このような大規模・広域的な災害が発生した場合、社会福祉協議会（以下、社協）は地域福祉を推進する組織として、要援護者の支援や救援活動を行うボランティアの拠点となる「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、ネットワークを活かして被災地の住民生活の復旧、復興を支援しています。

本会では、平成25年度から市町村社協が災害発生後、迅速適切な判断のもと災害ボランティアセンターを設置し、円滑に被災者ニーズの把握やボランティアの調整などができるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練モデル指定事業を実施しています。

本号では、平成25年度モデル指定社協として実施した京築地区社協連絡協議会と田川地区社協連絡協議会の取り組みと今年度取り組む社協の事業計画について報告します。

平成25年度指定地区社協報告

京築地区社協連絡協議会

京築地区社協連絡協議会（行橋市・豊前市・苅田町・みやこ町・吉富町・上毛町・築上町）では、平成25年4月24日に「京築地区社会福祉協議会災害時相互支援協定」を締結し、災害の取り組みに関して意識が高まっているなかで本モデル事業の指定を受けました。

本モデル事業を受け、9月7日には、災害ボランティアセンターの役割を学ぶ学習会や実際に災害が発生した場合に、協定がどのように機能するかも含めて災害ボランティアセンター立ち上げまでのシミュレーションを行いました。

さらに、9月23日には、実際に災害ボランティアセンターの設置から運営までの訓練を行い、京築地区社協職員全員で災害ボランティアセンターについて共有を図りました。

事業の成果

各社協の会長や事務局長も参加し、職員と一緒に研修会や訓練を行うことで、災害時に求められるリーダーシップや行政との連携の必要性等について理解するきっかけになったとともに、社協全体の団結力にも繋がりました。

事業担当者の**豊前市社協　橋本氏**は、「設置運営訓練を実施し、**『いざという時に現状では全く動けなかった』、という感想が多くあった。**しかし、そのことに気づき、反省する機会が持てたことが、このモデル事業での何よりの成果です」と話されました。

今後の展開

京築地区社協では、モデル指定事業で実施した災害ボランティアセンター設置・運営訓練の反省点を踏まえ、**今後、参集基準や連絡網、災害ボランティアセンターのマニュアル等の作成を行うとともに、各市町で社協と行政との災害支援協定の締結をすすめていく**こととしています。また、定期的な研修会の開催を通して、今まで以上に社協間の連携を深めていく予定です。

田川地区社協連絡協議会

田川地区社協連絡協議会（田川市・香春町・添田町・糸田町・川崎町・大任町・赤村・福智町）では、本モデル事業の指定を受け、9月23日に災害ボランティアセンターの役割や社協が運営を担う理由などについて学ぶ研修を実施し、そのうえで、10月5日・6日に災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施しました。

また、本モデル事業を通して、災害ボランティア部会を立ち上げ、災害に関する取り組みについて情報共有を図るとともに、田川地区社協職員が共通したノウハウの習得に繋がるよう、災害対応の共通マニュアルを作成しました。

事業の成果

この事業を通して、災害ボランティア部会が設置され、社協間で災害について協議をする場が設けられました。また、共通マニュアルを作成したことで、災害発生時に、近隣社協間でスムーズな支援体制がとれることが期待されます。

事業担当者の糸田町社協　津城氏は、「**今回の研修や訓練を災害ボランティアセンター設置・運営のためだけに使うのではなく、自分たちが日々行う地域福祉活動に活かす・活かせる、ということの再認識**ができました。」と話されました。

今後の展開

田川地区社協では、災害ボランティア担当者が今後も、**災害に関する情報交換・共有を図るとともに、定期的な研修会や訓練の実施を検討**していきます。

また、災害時における社協の役割は、

災害ボランティアセンターの設置・運営に限らず、要援護者の避難や福祉避難所の対応も考えられるため、その際の各社協の対応や、社協間相互支援のあり方等も検討していく予定です。

平成26年度災害ボランティアセンター設置・運営訓練モデル指定社協決定！

本会では、今年度も引き続き、災害ボランティアセンター設置・運営訓練モデル指定事業を実施します。昨年度は地区単位でモデル指定を行いましたが、今年度は単独で3社協の指定を行います。

平成26年度指定社協と事業概要

○大牟田市社協
①災害ボランティア活動研修
②関係機関・団体との連携、協力体制の構築
③災害ボランティアセンター設置・運営訓練
④防災運動会の開催

○嘉麻市社協
①災害ボランティアセンター設置・運営訓練
②HUG（避難所運営ゲーム）図上訓練を実施
③災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し
④災害支え合いマップ作成
⑤災害ボランティアネットワーク連絡会の開催

○大刀洗町社協
①災害ボランティアセンター設置・運営訓練
②関係機関（両筑地区社協連絡会）と連携体制の確認と実践
③外部機関・団体（行政、青年会議所等）との連携
④災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し

災害時に備えた 平時からのつながり

筑紫地区社会福祉協議会～災害時相互支援協定を締結～

災害時に迅速かつ円滑に近隣社協が連携し支援を実施するため、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町４市１町で構成される筑紫地区の各社協で、『筑紫地区社会福祉協議会災害時相互支援協定』を平成２６年３月２０日に締結しました。

協定には、被災地域への支援職員派遣や災害救援活動に必要な備品・資材の提供、また、支援要請手続きの手順なども盛り込まれています。

大野城市社協の松田会長は、「これを機に**平時から各社協がつながり、災害が起こった時に支援し合えるような関係**を築いていきたい。」と筑紫地区における社協間の連携を強めていく決意を述べられました。

左から竹田会長（筑紫野市社協）、金堂会長（春日市社協）、松島会長（太宰府市社協）、高橋会長（那珂川町社協）、松田会長（大野城市社協）

【問い合わせ先】
地域福祉部 地域課　TEL ０９２－５８４－３３７７

介護講座のご案内

（福岡県委託事業）

【期　　間】平成２６年６月から平成２７年３月まで
【場　　所】クローバープラザ　東棟４階　介護実習室
【開催講座】介護予防講座、介護入門講座、福祉用具・住宅改修講座、テーマ別介護講座、認知症介護講座
【申込方法】パンフレット「介護講座のご案内」の受講申込書に必要事項を記入し、下記事務局あてＦＡＸか郵送でお申し込みください。
（パンフレットは　福岡県社協ホームページ　http://www.fsw.or.jp に掲載。）

受講料無料

【問い合わせ先】
福岡県介護実習・普及センター（福岡県社会福祉協議会 介護実習課）
TEL　０９２－５８４－３３５１　FAX　０９２－５８４－３３５４

福岡県社会福祉協議会 では あなたの 学びたい！ を 応援 しています！

福岡県社会福祉協議会では、社会福祉施設等に従事されている方々の資質向上を目的に研修を開催します。

1　福祉の現場の皆さんを応援！　「社会福祉施設役職員研修」

（1）階層別研修

新任職員から管理職まで、それぞれの立場に求められる役割を理解し、必要な能力を身に着けるための研修です。

新人	若手・中堅	監督職	指導職	管理職
【参加対象】 経験年数：2年未満	【参加対象】 経験年数： 2年～5年未満	【参加対象】 経験年数： 5年～10年未満	【参加対象】 中間管理職 経験年数：10年以上	【参加対象】 理事長及び法人 経営に携わる者
新任研修 （５月）	基礎研修 （７・９月）	課題研修 （６月）	コーチング研修 （１０月）	管理系研修 （７月・２月）
		業務改善研修 （１０月）		
	目標設定・管理研修 （１０月）		リスクマネジメント研修 （１０月）	

（2）専門研修

児童福祉・障害者福祉・高齢者福祉の施設種別や職種別に、現場で求められる実践的な研修です。

【児童関係施設】

研修名	開催時期
家庭相談員研修	6月
児童福祉施設職員研修	9月
児童館職員等研修	2月

【障害関係施設】

研修名	開催時期
処遇記録研修（障害者分野）	1月
知的障害者施設職員研修	1月
身体障害者施設職員研修	1～2月
小規模作業所職員研修	1月

◆申込方法◆各研修開催日の２ヵ月前を目途に受講対象施設・事業所に案内しますので、指定様式でお申込みください。なお、研修名・内容・日程等は変更の可能性もありますので、随時研修課のホームページ（下記参照）でご確認ください。

【高齢者関係施設】

研修名	開催時期
訪問介護適正実施研修	6月
施設職員を対象としたケアプラン研修	6～7月
処遇記録研修（高齢者分野）	7月
グループホーム職員研修	7月
訪問介護員研修	10月
直接処遇職員研修（生活相談員、看護職員、介護職員、給食担当職員）	10～1月

【共　通】

研修名	開催時期
感染症予防研修（夏期・冬期）	6月・11月
ビジネス文書研修	7月
事務職員研修	7月・10月

2　資格取得を目指す皆さんを応援！　「資格取得研修」

	研修名	開催時期
身体拘束廃止推進研修		
1	身体拘束廃止推進員養成研修（3日間）	7～9月 9～10月
2	身体拘束廃止看護職員研修（3日間）	11～12月
介護支援専門員研修		
1	介護支援専門員実務研修（7日間）	1～3月
2	介護支援専門員専門・更新研修（専門Ⅰ・更新前期）（5日間）	6～8月
3	介護支援専門員専門・更新研修（専門Ⅱ・更新後期）（4日間）	10～12月
4	介護支援専門員更新研修（実務未経験者・再研修）（7日間）	8～10月

	研修名	開催時期
認知症介護研修		
1	認知症介護実践者研修（6日間）	6～7月 7～8月 1～2月
2	認知症対応型サービス事業管理者研修（2日間）	8月・3月
3	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（2日間）	9月・2月
4	認知症対応型サービス事業開設者研修（2日間）	8月・2月
5	認知症介護実践リーダー研修（10日間）	9～11月
介護支援専門員実務研修受講試験準備講習会（６日間　模擬試験含む）		7月～9月

ホームページアドレス　http://www.fsw.or.jp/kenshu

※上記へ直接アクセスいただくか、検索サイト（ヤフー、グーグル等）で「福岡県社協 研修課」と検索してください。

研修に関する問い合わせ先　研修課（直通）　TEL 092－584－3401

ふくふくニュース

災害時、要介護者の避難のためにできること～県・施設３団体の災害時の応援協定～

去る平成２６年３月３１日（月）に福岡県庁において、福岡県と福岡県老人福祉施設協議会（老施協）、福岡県老人保健施設協議会（老健協）、北九州高齢者福祉事業協会（高福協）の高齢者施設３団体が、「災害時等における被災した高齢者福祉施設等への応援等に関する協定書」に調印しました。

左から原老施協会長、小川県知事、三根老健協会長、渡辺高福協会長

これは、先の東日本大震災の際、長距離の避難で施設入所者の死亡や認知症高齢者の混乱等が報告されており、大規模な災害等で高齢者施設の入所者が避難する際に、安心して安全に避難できるよう予め施設団体と県が役割等を取り決めしておくもので、在宅の要介護者の施設への一時受入れ等も含めた内容となっています。

小川県知事は、「本協定は、県内のみならず県外での災害も想定しており、要介護者が安全に避難できるよう県として精一杯尽力したい。県と施設団体がこのような協定を結ぶのは、九州では初めての試みである。」と強調されました。福岡県老施協　原嘉伸　会長が「施設の利用者が安心して避難できる場所が確保される協定であり、大変心強い。」と話されていました。

母子生活支援施設の子どもたちへ図書券を寄贈 ～福岡トヨペット株式会社様の両想い募金プロジェクト～

平成２６年４月１１日（金）にクローバープラザで、福岡トヨペット株式会社様から県内の母子生活支援施設の子ども達の育成に役立つよう絵本や参考書の購入のための図書券を寄贈いただきました。

本事業は、同社の「両想いプロジェクト」の一環として２０１３年４月より始まった活動で、各店舗において、５００円の寄付をして頂いた方に、両想いのしるしとしてイメージキャラクターの「トヨピー」のぬいぐるみをお渡しする活動に取り組んでこられました。

この取り組みでの寄付金５３９，１３８円と同社の基金を合せて７０万円分の寄贈をいただき、関係者一同大変感謝しております。

このあたたかい励ましは、母子生活支援施設で生活する子ども達の未来を支えてくれるものとなるでしょう。

いきいきと、はつらつと、７４２人が成果を発揮 ～福岡県身体障害者体育大会～

福岡県は４月２６日（土）に博多の森陸上競技場及びクローバープラザにおいて、「第５２回福岡県身体障害者体育大会」を開催しました。

この大会は、障害者がスポーツを通して、残存機能の回復と体力の維持・増強を図るとともに、社会の身体障害者に対する認識と理解を高めることを目的とした大会で、長崎県で１１月に開催される「第１４回全国障害者スポーツ大会（長崎がんばらんば大会）」の代表選手の選考大会でもあります。

当日は、６６団体・７４２名の選手たちが、陸上競技、アーチェリー、卓球、フライングディスクの各種目で日頃の練習の成果を存分に発揮しました。

ふくおかのふくし　145号　発行所／福岡県春日市原町3丁目1番地7　福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）内　社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会　TEL(092)584-3377 FAX(092)584-3369　発行日／2014年（平成26年）5月27日　編集発行人／小川弘毅　印刷所／株式会社　福田印刷

平成26年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償（賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険）

❶ 基本補償（賠償・見舞）

▶補償金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故に対応	対人賠償（1名・1事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償（1事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金補償限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用（期間中）	500万円	500万円
	事故初期見舞費用（1名につき）	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 （1事故で10万円限度）	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 （1事故で10万円限度）
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡（重度後遺障害） 100万円（78~100万円）
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間1年職種級別A級

▶年額保険料（掛金）

	定員	基本補償（A型）
基本補償（A型）	1～50名	35,000~61,460円
	51～100名	68,270~97,000円
	以降1名～10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償（B型）	基本補償（A型）保険料 ＋ 【見舞費用加算】定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円	

- ●オプション1　●訪問・相談等サービス補償
- ●オプション2　●施設の医療事故補償

❷ 個人情報漏えい対応補償
❸ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償（普通傷害保険）

❶ 入所型施設利用者の傷害事故補償　❷ 通所型施設利用者の傷害事故補償

（10口まで加入できます）

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4～100%
入院保険金（1日あたり）	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金（1日あたり）	500円

保険期間1年職種級別A級

▶年額保険料（掛金）	定員1人1口あたり
❶入所型施設利用者	1,310円
❷通所型施設利用者	990円

❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-❶、❷の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険）

❷ 施設職員の傷害事故補償

（10口まで加入できます）

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4～100%
入院保険金（1日あたり）	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金（1日あたり）	600円

保険期間1年職種級別A級

▶年額保険料（掛金）	定員1人1口あたり
施設役員・職員の1名1口あたり	3円（1日あたり） 780円（年間：週5日勤務の場合）

❶ 施設職員の労災上乗せ補償
❸ 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記までお願いします。●

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン
TEL：03（3593）6433

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667　FAX：03（3581）4763

〈SJ13-12122 2014.2.13作成〉

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。